

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案等について

議案第 18 号 令和 2 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
1 款 議会費	全部	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目 24 節 社会福祉基金積立金、こどもの国建設基金積立金、防災対策基金積立金、都市緑化基金積立金、貿易振興基金積立金、こども未来基金積立金、4 目 18 節 諸会議等出席負担金、地域生活交通対策費補助金、地方路線バス維持費補助金、5～7 目、9 目、13 目を除く
	2 項 徴税費	
	4 項 選挙費	
	6 項 監査委員費	
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	1 目 18 節 八戸圏域水道企業団負担金、14 目 18 節、23 節
11 款 災害復旧費	全部	
6 款 農林水産業費	1 項 農業費	10 目～12 目
7 款 商工費	1 項 商工費	2 目 3 節、4 節、18 節 諸会議等出席負担金、中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金、中心市街地まちづくり調査事業補助金、3 目 18 節 産業文化まつり事業補助金、4 目 18 節 ジャズフェスティバル実行委員会補助金、9 目、10 目
8 款 土木費	4 項 都市計画費	1 目 7 節、10 節、11 節、13 節、14 節、18 節 おもてなし向上推進事業補助金、優良建築物等整備事業補助金、街なみ整備事業補助金、22 節、10 目 18 節、23 節
5 款 労働費	1 項 労働諸費	1 目
10 款 教育費	全部	
第 2 条 繰越明許費中		
10 款 教育費	全部	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	庁舎執務室等移転改修事業、庁舎自動火災報知設備等改修事業、感染症対策等周知事業
7 款 商工費	1 項 商工費	中心市街地にぎわい形成事業
8 款 土木費	4 項 都市計画費	優良建築物等整備・支援事業、本八戸駅通り地区整備事業

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 3 条地方債の補正

- 議案第 41 号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(令和 2 年度八戸市一般会計補正予算の処分)
- 議案第 25 号 令和 2 年度八戸市学校給食特別会計補正予算
- 議案第 37 号 八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 議案第 39 号 青森銀行八戸支店店舗解体工事請負の一部変更契約の締結について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 第 3 期八戸ポータルミュージアム中期運営方針「未来を創ろう 2030」の策定について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

1 制定の理由

地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が設けられたことを踏まえ、当市においても、市長や職員等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるためのものである。

2 法改正の概要

(1) 損害賠償責任の一部免責の新設（地方自治法 243 条の 2）

地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害を賠償する責任について、条例において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で、条例で定める額を控除した額を免責させる旨を定めることを可能にした。

$$\boxed{\text{損害賠償責任を負う額}} - \boxed{\text{条例で定める額}} = \boxed{\text{免責される額}}$$

↓

$$\boxed{\text{市長等が損害賠償責任を負う額}}$$

(2) 損害賠償責任の一部免責の基準等（地方自治法施行令 173 条）

地方自治法の一部改正を受け、地方自治法施行令に普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準と額が下記のとおり定められた。

① 政令で定める額

基準給与年額（一会計年度に支給される給与（一部手当を除く）に相当する額）

② 政令で定める基準

基準給与年額に、長等の区分に応じ次に定める数を乗じて得た額

- ・ 普通地方公共団体の長 6
- ・ 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- ・ 農業委員会委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業の管理者 2
- ・ 普通地方公共団体の職員 1

3 条例の内容

市長等の市に対する損害を賠償する責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、各号に定める数を乗じて得た額を控除した額について免責させるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は公営企業管理者 2
- (4) 市の職員（(2)(3)に掲げる市の職員を除く。） 1

4 施行期日

公布の日から施行するものとする。

議案第37号 八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

一般奨学金の償還開始時期について見直しをするとともに、志願資格等に係る規定の整備をするためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 奨学生の志願資格（第4条）

- ①現行の運用上、既に適用していない要件（身体の強健な者）を削る。
- ②現行の運用上、対象とする学校から通信教育、大学院、各種大学校及び海外の学校等を除いているが、その旨が現行規定に定められていないため、これらを明確化する。

(2) 一般奨学金の償還開始時期（第11条）

奨学生の決定を取り消された場合において、償還を開始する時期を変更する。

現 行：退学、貸与の辞退又は奨学生の決定取消の各事由の発生日の属する
年度の翌年度の4月

改正後：教育委員会が定める時

- ・ 具体的な時期は、施行規則に定める予定。
- ・ 月賦の場合は、取消決定の通知日の属する年度の翌年度の4月

3 施行期日 公布の日

第3期八戸ポータルミュージアム中期運営方針 ～未来を創ろう 2030～策定について

1 策定目的

中期運営方針は、八戸市総合計画、八戸市中心市街地活性化基本計画、八戸ポータルミュージアム施設活用基本計画における基本的な理念や方針をベースとし、「はっち」の今後の事業、運営等について、中期的な視点から方向性を定めるもの。

2 策定の経過等

外部の有識者10名で構成する八戸ポータルミュージアムアドバイザリーボードに方向性、方針案を提示し、計6回の会議で様々な意見をいただき修正を重ねながら策定に至ったもの。

なお、第1期、第2期運営方針までは、内部の計画・目標としていたが、第3期運営方針から広く一般に公表し、市民や関係者と共有しながら、はっちの事業、運営等を進めていく。

3 運営方針概要

「未来を創ろう 2030 これまでの10年の先に紡ぐ新たな10年」と題し、目指す8つの未来像を掲げるとともに、3つのテーマとスタイルに基づき戦略的に事業に取り組む。計画期間は令和3年度から令和7年度とする。

(1) 方向性

①〈施設の運営目標〉から〈地域の将来の目標へ〉

市民が将来こんな街に住みたいという希望や願いの実現を担うべき施設として運営

②課題解決型事業の導入

中心街の賑わいづくりの事業に加え、複数の分野の関係者と共に地域的な課題の解決に取り組んでいく課題解決型事業を実施

③「はっちの自主事業」から「市民との協働型事業」へ

地域課題の解決にあたって、様々な分野の関係者と共に事業を進めていく、市民との協働による協働型事業を実施

(2) はっちが目指す8つの未来像

◇多様な活動とコミュニティが息づく街

◇創造的なチャレンジに開かれた街

◇顔の見える経済を大切にする街

◇寛容と共生を価値とする街

◇伝統が誇らしく受け継がれる街

◇子育てが楽しくなる街

◇緑を豊かに育む街

◇情報の発信とアクセスに優れた街

(3) 事業テーマとスタイル

以下の3つのテーマとスタイルに基づいて新規、既存事業の企画等を実施していく。

テーマ		スタイル
・つながりをデザイン 地域社会の基礎となる人とのつながりを育み新たな活動を生み出す	×	・協働による企画 関係者とビジョンを共有し、協働による課題解決に取り組む
・にぎわいをデザイン 創造的で持続可能な活動で街を楽しくする		・市民活動応援 市民活動を引き続きサポートし、館外での活動もアウトリーチ等で応援
・くらしをデザイン 地域文化を活かした八戸流の暮らしを提案		・創造と交流の拠点づくり クリエイティブな活動と多様な個人が交流・交歓する拠点づくりを進める

(4) 運営方針に基づく主な事業

① 課題解決型市民協働事業補助金(つながりをデザイン)

地域課題の解決に資するために事業を実施する個人・団体等からの提案を募集し、事業実施に必要な経費を助成する。事業は、はっちスタッフとの協働で実施する。

② AIR公募事業(にぎわいをデザイン)

レジデンスを活用し、クリエイティブな人材による創作や、地域の魅力を掘り起こすアートプロジェクトを公募により実施する。

③ スクール事業(くらしをデザイン)

文化芸術、地域の伝統、食、ものづくり、ライフスタイルなど多様な講座やワークショップを開催。暮らしに新たな価値観を提供する場を創出。

4 評価方法と変化への対応

事業の実施によりどのような変化を社会にもたらしたのかを「8つの未来」に沿う形で評価し、その結果を関係者と共有した上で、事業の内容や取り組みの改善を図っていく。

また、社会状況や中心街の変化のスピードに対応するため、5年を目途に方針を見直し、2030年の理想の未来を目指す。

5 第3期中期運営方針

別添のとおり